

やつしろ平野

2020.5
広報
No.29



八代中央排水機場(郡築 6 番町)
※令和 2 年 3 月完成(令和 2 年度より稼働予定)



み どり
水土里ネット 八代平野北部
(八代平野北部土地改良区)

〒866-0893 熊本県八代市海士江町2890番地1
TEL 0965-34-5454
FAX 0965-34-5455

E-mail: yatusiroheiya-hokubu@viola.ocn.ne.jp



ごあいさつ

八代平野北部土地改良区理事長 坂田 孝志

新緑の候、組合員の皆様方におかれましては、益々のご健勝でご活躍のこととお慶び申し上げます。

常日頃より、当土地改良区の業務運営及び施設の維持管理につきましては、特段のご理解とご協力を賜り、深く感謝いたしますとともに心からお礼を申し上げます。

さて、国の土地改良関係予算（農業農村整備事業費）は、令和2年度当初予算が4,973億円、令和元年度補正予算1,542億円と合算致しまして6,515億円となり、去年の6,452億円を63億円上回る予算が確保されました。しかしながら、当初予算と比較しますと大幅削減前の平成21年度当初予算が5,772億円であったことからしますと、まだ800億円程少ない予算となっております。

今後も土地改良事業を安定的かつ計画的に推進するためには当初での予算が必要であり、この当初予算獲得に向け、引き続き各関係機関へ働きかけを行って参る所存でございます。

一方、管内での動向といたしましては、国営八代平野土地改良事業が平成31年度より本格的に着工し、平成31年度は10月から本格的な改修工事に入り、幹線水路、約3,000mの改修工事が完了し、本年度の事業量としては、幹線水路、約4,700mの改修工事などを行う予定となっております。

また、皆様が待ち望んでおられました、八代中央排水機場が令和2年3月に県営第二郡築地区排水対策特別事業により、郡築6番町に新設されました。これにより、湛水被害の防止と水田の汎用化を促進し、農業経営の安定に大きな役割をはたしてくれることを期待しております。

その他の事業といたしまして、今年度は、昭和地区、鏡町塩浜地区、両出地区、貝洲地区、野崎地区の経営体育成基盤整備事業、古閑浜地区の排水対策特別事業の計6地区に加え、団体営農業農村整備事業が予定されており、各種事業の施工において、組合員の皆様方には工事期間中の断水など大変ご迷惑おかけしておりますが、引き続きご理解とご協力の程宜しくお願い申し上げます。

最後に、本年3月の通常総代会では、新年度予算関係のほか、平成30年度の土地改良法の改正により農業用水の利水調整ルールを明確にし、適切な配水を行うことを目的とした利水調整規程の設置が義務付けされたことをうけ、規程案を提出し可決承認をいただきましたことから、本規程の趣旨を踏まえ、今後とも末端水路まで満遍なく用水が届くよう努力して参りますので、農業用水の適切な利用にご協力いただきますようお願い致します。

また、承認をいただきました令和2年度予算などの執行にあたりましては、総代、役職員一丸となり、業務全般の効率化に努め、経費削減を図りながら事務運営に努める所存でございますので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

第55回 通常総代会

新型コロナウイルス感染症対策のため、土地改良法第31条第2項「書面による議決権の行使」による「書面議決」を活用し、下記、通常総代会提出議案を「書面議決」とすることと致しました。令和2年3月13日付け、全総代に対して下記議案について提案し、平成31年度（令和元年度）一般会計及び特別会計歳入歳出補正予算など全12議案について書面議決され、全て原案のとおり承認・可決されました。

議 決 議 案

議案第 1号	平成31年度(令和元年度)一般会計及びに特別会計歳入歳出補正予算について
議案第 2号	平成31年度(令和元年度)長期借入金の変更について
議案第 3号	令和2年度事業計画及び一般会計並びに特別会計歳入歳出予算について
議案第 4号	令和2年度組合費の賦課及び徴収方法について
議案第 5号	令和2年度農地転用決済金の改定について
議案第 6号	令和2年度歳計現金の預入先について
議案第 7号	令和2年度長期借入金について
議案第 8号	八代平野北部土地改良区利水調整規程の設置について
議案第 9号	八代平野北部土地改良区定款変更について
議案第10号	八代平野北部土地改良区規約変更について
議案第11号	国土調査法(昭和26年法律第180号)に基づく地籍調査事業完了地区の賦課徴収に伴う土地原簿の変更時期について
議案第12号	氷川下流土地改良区連合議員の選任について

ゴミを捨てないで

管内の都市化・混住化により、水路、水路敷地への不法投棄が依然としてあります。水路には家庭ゴミが多くみられるようになり水路敷地に粗大ゴミの投棄があることもあります。農業水利施設は、ゴミ捨て場ではありません。これらの撤去及び処理に苦慮しています。自分も捨てない、捨てる人を見かけたら注意を呼びかけてください。

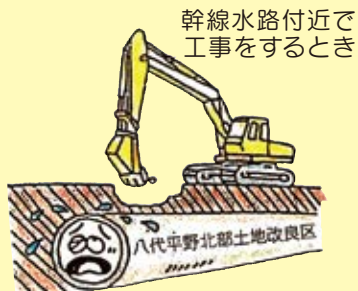
担当：水利係 東家（とうけ）



こんな時には
すぐに
連絡しましょう

☎0965
34-
5454

連絡先
土地改良区



幹線水路付近で
工事をするとき

施設を
こわさないで!!



誤って施設をこわしたとき

令和2年度 事業計画書

(1) 県営で行なう土地改良事業（予算要求）

地区名及び事業費及び事業量	平成31年度迄	令和2年度	令和3年度以降
県営鏡町塩浜地区経営体育成基盤整備事業 事業費 569,000千円 事業量 排水路工 L= 5,711.0 m 道路工 L= 1,025.0 m 暗渠排水工 A= 17.6 ha 客土工 A= 24.2 ha	517,312千円 排水路工 L= 5,425.0 m 道路工 L= 924.0 m 暗渠排水工 A= 17.6 ha 客土工 L= 20.3 ha	49,400千円 排水路工 L= 286.0 m 道路工 L= 101.0 m 客土工 A= 3.9 ha	2,888千円 完了整備工 一式
県営昭和地区経営体育成基盤整備事業 事業費 4,642,000千円 事業量 用水路工 L= 20,417.0 m 排水路工 L= 12,345.0 m 道路工 L= 6,093.0 m 暗渠排水工 A= 15.7 ha 排水機場 1箇所	2,876,184千円 用水路工 L= 17,717.0 m 排水路工 L= 11,536.0 m 道路工 L= 235.0 m 排水機場 1箇所	137,000千円 用水路工 L= 190.0 m 排水路工 L= 650.0 m 道路工 L= 430.0 m 排水機場 1箇所	1,628,816千円 用水路工 L= 2,510.0 m 排水路工 L= 159.0 m 道路工 L= 5,428.0 m 暗渠排水工 L= 15.7 ha 排水機場 1箇所
県営野崎地区経営体育成基盤整備事業 事業費 806,000千円 事業量 排水路工 L= 6,000.0 m 道路工 L= 1,300.0 m 暗渠排水工 A= 12.5 ha 排水機場 1箇所 客土工 A= 36.3 ha	714,192千円 排水路工 L= 5,951.0 m 暗渠排水工 A= 12.5 ha 排水機場 1箇所 客土工 A= 14.3 ha	83,000千円 排水機場 1箇所 客土工 A= 22.0 ha	8,808千円 排水路工 L= 49.0 m 排水機場 1箇所
県営両出地区経営体育成基盤整備事業 事業費 1,328,000千円 事業量 用水路工 L= 13,725.0 m 排水路工 L= 9,160.0 m 道路工 L= 6,670.0 m 暗渠排水工 A= 9.0 ha 客土工 A= 24.9 ha	856,972千円 用水路工 L= 3,920.0 m 排水路工 L= 5,497.0 m 道路工 L= 1,260.0 m	102,900千円 用水路工 L= 1,500.0 m 道路工 L= 1,100.0 m	368,128千円 用水路工 L= 8,305.0 m 排水路工 L= 3,663.0 m 道路工 L= 4,310.0 m 暗渠排水工 A= 9.0 ha 客土工 A= 24.9 ha
県営貝洲地区経営体育成基盤整備事業 事業費 457,000千円 事業量 区画整理工 A= 23.7 ha 暗渠排水工 A= 8.0 ha	420,142千円 測量設計 1式 換地 1式 区画整理工 A= 23.7 ha 暗渠排水工 A= 8.0 ha	16,000千円 完了整備工 1式 換地 1式	20,858千円 完了整備工 1式 換地 1式
県営古閑浜地区水利施設整備事業 事業費 1,074,000千円 事業量 排水機場 1箇所 排水路工 L= 1,328.0 m	378,000千円 排水機場 1箇所 排水路工 L= 800.0 m	74,000千円 排水機場 1箇所 排水路工 L= 528.0 m	622,000千円 排水機場 1箇所

(2) 団体営農業農村整備事業（農業水路等長寿命化・防災減災型）

地 区	金 額	改修内容
球磨川右岸8	52,500千円	非常用発電機

(3) 非補助土地改良事業

地 区	金 額	補修内容
管内全域	10,000千円	用水路の目地補修、据直し等

(4) 小規模補修につきましては予算の範囲内で原材料を支給しますので地元で補修願います。

令和2年度 収支予算

1. 一般会計

(単位：円)

収 入		支 出	
科目 (款)	予算額	科目 (款)	予算額
組合費	126,638,000	事務費	56,493,000
財産収入	4,531,000	維持管理費	11,316,000
補助金及び助成金	17,137,000	揚排水機費	29,226,000
受託料	4,432,000	用排水路管理費	54,234,000
雑収入	7,158,000	湛水防除費	3,864,000
繰入金	28,413,000	負担金	17,660,000
繰越金	10,000,000	退職給与引当金繰出金	7,244,000
他目的使用料他	2,125,000	繰出金	10,472,000
		国営造成施設管理体制整備促進事業費	384,000
		諸費他	9,541,000
収入合計	200,434,000	支出合計	200,434,000

2. 特別会計

収 入		支 出	
科目 (款)	予算額	科目 (款)	予算額
組合費	10,960,000	負担金及び分担金	84,452,000
借入金	85,607,000	土地改良事業費	13,217,000
補助金	90,422,000	償還金	99,750,000
繰入金	10,467,000	諸費	87,000
雑収入他	302,000	繰出金	252,000
収入合計	197,758,000	支出合計	197,758,000

平成30年度 収支決算

1. 一般会計

(単位：円)

収 入		支 出	
科目 (款)	決算額	科目 (款)	決算額
組合費	129,925,200	事務費	53,639,766
財産収入	5,304,314	維持管理費	10,963,861
他目的使用料	15,954,448	揚排水機費	30,857,960
補助金及び助成金	2,167,870	用排水路管理費	46,177,573
受託料	4,021,956	湛水防除費	3,312,000
雑収入	7,538,788	負担金	19,058,400
繰入金	38,822,000	退職給与引当金繰出金	6,405,000
繰越金	26,609,109	諸費	6,172,576
		繰出金	33,289,181
		国営造成施設管理体制整備促進事業費	326,000
収入合計	230,343,685	支出合計	210,202,317

2. 特別会計

収 入		支 出	
科目 (款)	決算額	科目 (款)	決算額
組合費	6,560,450	負担金及び分担金	242,290,832
補助金	95,082,577	土地改良事業費	42,488,600
借入金	242,290,832	償還金	89,288,438
繰入金	33,304,115	諸費	28,008
雑収入	139,920	繰出金	80,560
収入合計	377,377,894	支出合計	374,176,438

3. 財産目録

資産の部		負債の部	
1. 流動資産	30,908,297	1. 長期負債	1,154,006,048
預金及び現金	23,342,824	2. 短期負債	56,548,465
未収賦課金	7,565,473		
2. 特定資産	561,709,465		
農地転用決済金	506,939,466		
職員退職給与引当金	53,608,999		
出資金	1,161,000		
3. 基本財産 (備考積立金)	134,487,165		
4. 固定資産	103,949,763		
資産合計	831,054,690	負債合計	1,210,554,513

国営八代平野土地改良事業お知らせとお願い

1. 農家負担の事前積立について

令和2年度（第2回目）の事前積立金単価は、1反あたり**3,000**円です。

- 注1）：昨年度（第1回目）に事前積立金を納付された組合員のみ、納付書を発行します。
 注2）：積立後、農地転用手続きをされた農地に関しては、事業完了前であればその面積に応じ事前積立金は返金されます。
 注3）：事前積立金納付年の確定申告では、土地改良費（経費）に計上できません。この国営事業が終わり、負担金納入が完了したのち、あらためて個々組合員へ積立金納付証明書を発行します。この納付証明書の発行時に土地改良費として申告いただくことになります。

※その他不明な点が御座いましたら担当課まで問合せ下さい。担当部署：賦課徴収係 中村、谷口

2. 令和2年度国営八代平野土地改良事業幹線水路工事の実施計画について

- ・令和2年度工事予定幹線水路
不知火幹線（2,583m）、八代幹線（1,499m）、文政幹線（700m）
- ・工事予定期間
令和2年10月から令和3年3月

上記につきまして、工事に係る水路(路線)については工事期間中は断水を致しますのでご理解とご協力の程宜しくお願い致します。

※工事（断水）の日程決まりましたら、関係地区の総代に通知を致します。

3. 平成31年度不知火幹線水路改修工事状況について

着工前の水路状況



水路内面の高圧洗浄作業



水路内面の表面被覆



水路内面の表面被覆



※工事に関するお問い合わせは➡工事係 岩田、古島まで

※断水に係るお問い合わせは➡水利係 東家(とうけ)まで

土地の売買などしていませんか 変更したら必ず改良区へ届け出ましょう

法務局・市・町を変更されても、改良区は変更されません。

- 農地を売買又は交換したとき。
- 農地の貸借したとき又は、解約したとき。
- 組合員が亡くなられ相続等により取得されたとき。
- 組合員の住所が変わったとき。
- 農業者年金の受給又は、老齢で後継者に経営移譲するとき。

※以上のようなとき、市や法務局等の公共機関で手続きを行っても、直接土地改良区に届出がなければ台帳等の修正は行われませんので、ご注意下さい。

- ★ 一般会計賦課金の賦課基準は、4月1日現在の土地原簿によって計算されます。
- ★ 事業特別会計賦課金の賦課基準は、9月1日現在の土地原簿によって計算されます。

ご注意

公共事業の転用にも、決済金がかかります。

★転用によって農地が減ることになると、残った農地が土地改良施設の維持管理等の負担を負うことになります。
そこで、組合員のみなさまの負担の公平を図るため、土地改良法第42条の規定により決済金を納めていただくことになります。

- 公共事業（道路、公園、河川、建物、新幹線等）の用地として、転用される農地について転用決済金の納付が義務づけられています。『土地改良法第42条第2項』
- 土地改良区地区内の農地を売買するとき（競売も含む）や組合員の資格を交替する場合にその土地に滞納賦課金があると、その納入義務は土地改良法の規定により、新しい資格者に継承されます。資格取得の際は必ず土地改良区で滞納賦課金について確認されるようお願いいたします。
- 農地転用申請と決済金の納付がない限り、土地改良区の土地台帳から、賦課面積を削除できませんのでそのまま賦課金がかかります。
- 用地買収説明会、価格交渉、契約調印の際など、事業主体（買収者）と十分話し合い、速やかに手続きされますようお願いいたします。

八代地域農協・ゆうちょ銀行 口座振替のご案内

自動口座振替にすると賦課金・使用料の納入が、安全・便利・確実になり、納め忘れがなくなり、納入期限日に、指定口座から自動的に振替えられます。
申込み…ご希望の方は徴収係までご連絡ください。

賦課金は納期限までに納入 頂きますようご協力下さい。

賦課金を滞納すると、納期限までに納められた納入者との公平を保つため、滞納している方の財産（不動産、預貯金、給与など）の差押え等の滞納処分を行うことになります。

個人情報取り扱いについて

八代平野北部土地改良区では、法令等を遵守し、情報漏洩防止のための技術管理、人的管理措置を講じており、個人情報の保護に努めております。

閲覧には、本人確認等（代理の方は委任状）が必要となる場合がございますので、本人確認ができる書類（免許証等）をご持参下さいますよう、ご協力をお願い致します。

※個人情報の取り扱いに関してご質問・苦情等ございましたら、当土地改良区までお問い合わせ下さい。

令和2年4月1日現在

関係市町名	受益面積	組合員数
八代市	4,611ha	5,164名
氷川町	23ha	49名
合計	4,634ha	5,213名

八代平野北部土地改良区広報

— No.29 —

発行／八代平野北部土地改良区
H P／<http://yatsushiro-heiya.jp>
編集／管理課